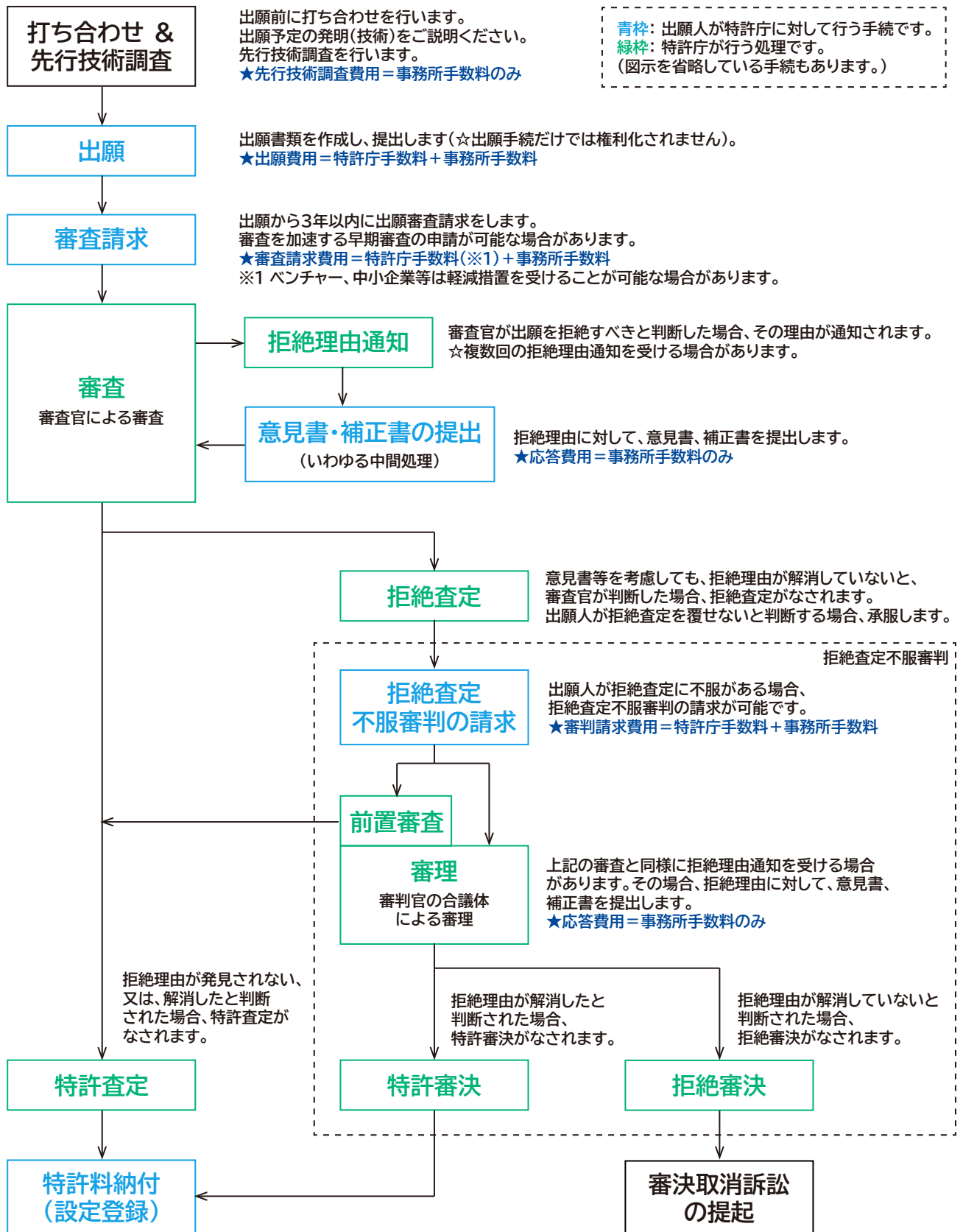


特許権取得までの手続の流れ(概略)



第1~3年分の特許料を納付して特許権が発生します。

★特許料=第1~3年分(※2)+事務所手数料

※2 パンチャー、中小企業等は軽減措置を受けることが可能な場合があります。

☆登録後(権利化後)、特許異議の申立てや特許無効審判の請求を受ける場合があります。